

◎募集要項

■ 申込みの条件

- 未成年者・成年被後見人（禁治産者）・被保佐人（準禁治産者）・被補助人又は破産者で復権を得ない者は申し込みできません。
- 市税等徴収金の滞納がない方
- 反社会的行動を行う団体の構成員及び暴力的不法行為並びに公序良俗に反する行為を行う者でないこと

■ 申込みの必要書類

《個人の場合》

- ① **市有地購入申込書**（ホームページよりダウンロードできます）
- ② **住民票謄本**（同居予定者全員記載されたもの）
- ③ **納付金等証明願**（市内の方のみ：添付不要 申請時に書類を作成していただきます）
納税証明書（市外の方のみ：所管市町村発行の未納のない証明）
- ④ **所得証明書又は源泉徴収票の写し**（申込者の直近のもの）
- ⑤ **身分証明書**(※)（本籍地市町村発行のもの）
- ⑥ **印鑑**（認印可）

※ 禁治産者又は準禁治産者の宣告・破産宣告を受けていない旨を記載した証明書
本籍地の市町村役場で発行されます。

共有名義とする場合は、共有者分の②～⑤も添付してください。

《法人の場合》

- ① **市有地購入申込書**
- ② **法人登記簿謄本**（法務局が発行するもの） **又は事業証明書**（市町村が発行するもの）
- ③ **納税証明書**（法人の国税・県税・市町村税全般未納のない証明）
- ④ **印鑑**

上記、必要書類を揃えて、豊前市役所 財務課 管財係 まで提出してください。

（代理人が申し込みをする場合は、委任状を添付してください。）

■ 売却決定

提出書類を受付・審査後、売却を決定します。

お申し込みの受付は、**先着順**です。（抽選は行いません。）

売却決定後、「市有地売却決定通知書」と「契約保証金納入通知書」を郵送します。

■ 契約

上記の「市有地売却決定通知書」が届いてから15日以内に市有地売買契約を締結していただきます。契約は、豊前市役所財務課で行います。また、契約締結の日までに契約保証金として、市有地代金の10%相当を上記「契約保証金納入通知書」にて納入していただきます。この契約保証金は、市有地代金に充当されます。

契約の際は、以下のものを用意してください。

- **契約保証金納入通知書の領収書のコピー**
- **登録印**（実印）
- **印鑑登録証明書**
- **収入印紙**（契約に関する印紙税分・所有権移転登記時の登録免許税分）

■ 支払い

売買契約締結日から起算して2か月以内に、市の発行する「納入通知書」で残金をお支払いいただきます。原則、一括払いをお願いします。

また、一部下水道受益者負担金が必要な区画は、別途発行する「納入通知書」で売買契約締結日から起算して2か月以内に、お支払い下さい。

■ 契約の解除

市有地購入者が契約等に違反した場合、契約を解除することがあります。また、購入者の事情により契約を解除する場合、契約保証金は返還しませんのでご注意ください。

■ 所有権移転登記

市有地代金完納を確認後、豊前市名義から購入者名義に所有権移転登記を行います。登記は市が責任をもって行いますが、その際に必要な**登録免許税は購入者の負担となります**。税額分の収入印紙を購入し、契約の際に豊前市役所財務課まで持参してください。

■ 土地の使用

所有権移転登記後、「市有地引渡書」を発行します。引き渡しを受けた日以降は、その土地を自由に使用することができますので、除草及び土地の荒廃防止などの管理をお願いします。

■ 自治会の加入

豊前市では、市内に132の行政区があります。各行政区は、地域の環境美化、集会施設の管理、住民相互の連絡や地域活動などの自治会活動を行っています。市からの連絡（回覧・広報誌の配布等）も行政区の連絡網を通じて行っています。住民となられる方は、各行政区に加入され、地域活動にご協力いただきますようお願いいたします。

■ 価格一覧

物件番号	所在地	地目種類	登記簿面積(m ²)	円/m ²	円/坪	予定価格 (最低売却価格)
5	豊前市大字八屋219番20	宅地	402.24	7,431	24,500	2,989,000円

■ お問い合わせ先

豊前市役所 財務課 管財係 Tel82-1111(内線1347、1348)

市有地購入申込書は財務課管財係または豊前市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.city.buzen.lg.jp/>